

消費生活協同組合における共済計理人の確認の基準の一部を改正する告示案 新旧対照条文  
 ○ 消費生活協同組合における共済計理人の確認の基準（平成二十一年厚生労働省告示第四百四十五号）

改正案	<p>(定義)                  第一条 (略)                  2～5 (略)                  6 この告示において「長期国債応募者利回り」とは、<u>利付国庫債券</u>（十年）をその発行時から償還時まで保有した場合において得られる利回り（年）をいう。                  7 (略)                  (一号収支分析の前提)                  第六条 (略)                  2 前条第二号の方法による分析（以下「<u>決定論的</u>一号収支分析」という。）の前提は、次の各号に規定するところにより設定しなければならない。                  一 無リスク利回りに関するシナリオは、次のイ又はロに掲げる場合に                  応じ、当該イ又はロに定めるシナリオを含み、かつ、過去の実績等から合理的に予測される利回りの変動を反映したものであること。                  イ 基準時点の長期国債応募者利回りが一号分析期間の期初における標準利率（次項に規定する一号分析期間の期初における標準利率を</p>
現行	<p>(定義)                  第一条 (略)                  2～5 (略)                  6 この告示において「長期国債応募者利回り」とは、<u>長期国債</u>をその発行時から償還時まで保有した場合において得られる利回りをいう。                  7 (略)                  (一号収支分析の前提)                  第六条 (略)                  2 前条第二号の方法による分析（以下「<u>決定論的</u>一号収支分析」という。）の前提は、次の各号に規定するところにより設定しなければならない。                  一 無リスク利回りに関するシナリオは、次のイ又はロに掲げる場合に                  応じ、当該イ又はロに定めるシナリオを含み、かつ、過去の実績等から合理的に予測される利回りの変動を反映したものであること。                  イ 基準時点の長期国債応募者利回りが一号分析期間の期初における標準利率（平成八年大蔵省告示第四十八号（<u>保険業法</u>第百十六條第二項</p>

(傍線の部分は改正部分)

いう。以下同じ。)を上回る場合 次の(二)及び(三)に掲げるシナリオ

オ

(二)・(三) (略)

ロ (略)

二、四 (略)

3 | 一 号分析期間の期初における標準利率は、次の各号に掲げる共済契約

の区分(以下「共済契約区分」という。)に依り、当該各号に定めるものとする。

一 第一号保険契約(平成八年大蔵省告示第四十八号(保険業法第百十

六条第二項の規定に基づき長期の保険契約で内閣府令で定めるもの

についての責任準備金の積立方式及び予定死亡率その他の責任準備金の

計算の基礎となるべき係数の水準。以下「大蔵省告示」という。)(第

五項に規定する第一号保険契約をいう。以下同じ。)に準ずる共済契

約 同項の規定により一号分析期間の期初において締結する第一号保

険契約に適用される予定利率

二 第二号保険契約(大蔵省告示第五項に規定する第二号保険契約をい

う。以下同じ。)に準ずる共済契約 同項の規定により一号分析期間

の期初において締結する第二号保険契約に適用される予定利率

三 第一号及び第二号に規定する共済契約以外の共済契約 大蔵省告示

第七項の規定により一号分析期間の期初において締結する保険契約に

の規定に基づき長期の保険契約で内閣府令で定めるものについての

責任準備金の積立方式及び予定死亡率その他の責任準備金の計算の

基礎となるべき係数の水準)(第七項の規定により一号分析期間の期

初において締結する保険契約に適用される予定利率をいう。以下同

じ。)を上回る場合 次の(二)及び(三)に掲げるシナリオ

(二)・(三) (略)

ロ (略)

二、四 (略)

(新設)

適用される予定利率

4 次の各号に掲げる共済契約に係る一号分析期間の期初における標準利率については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定めるものとすることができる。この場合において、共済計理人は、第一号又は第二号に掲げる共済契約にあっては当該共済契約に該当すると判断できる概拠を、第三号に掲げる共済契約にあっては当該共済契約に該当する旨を附属報告書に記載しなければならない。

一 前項第二号に掲げる共済契約であつて、大蔵省告示第六項に規定する保険契約に準ずるものうち、前項第一号に定める予定利率とする  
二 複数の共済契約区分に属する共済契約からなる共済事業の種類において、一の共済契約区分に属する共済契約の契約量が少ない等、一号収支分析の結果に及ぼす影響が少なくと認められる場合における当該共済契約 当該共済契約区分以外の共済契約区分に属する共済契約に係る一号分析期間の期初における標準利率

三 複数の共済契約区分に属する共済契約からなる共済事業の種類（前号に掲げるものを除く。）における共済契約 当該共済契約区分に属する共済契約に係る一号分析期間の期初における標準利率のうち最も低いもの

5 第三項第一号又は前項第一号の規定により一号分析期間の期初における標準利率を第三項第一号に定めるものとする場合には、第二項第一号の長期国債応募者利回りは、利付国庫債券（十年）応募者利回り及び利付国庫債券（二十年）応募者利回りの平均とみなすものとする。

（新設）

（新設）

<p>6   共済計理人は、共済契約の内容、資産の状況その他の共済事業の特性及び社会経済情勢の動向を勘案し、必要があると認められるときは、第二項の規定により設定する決定論的一号収支分析の前提に代えて、共済の数理に照らして合理的な別の前提を設定することができる。この場合において、共済計理人は、その旨を意見書に記載するとともに、第二項の規定により設定する決定論的一号収支分析の前提に代えて別の前提を設定することが適切であることの根拠を附属報告書に記載しなければならない。</p>	<p>3   共済計理人は、共済契約の内容、資産の状況その他の共済事業の特性及び社会経済情勢の動向を勘案し、必要があると認められるときは、前項の規定により設定する決定論的一号収支分析の前提に代えて、共済の数理に照らして合理的な別の前提を設定することができる。この場合において、共済計理人は、その旨を意見書に記載するとともに、前項の規定により設定する決定論的一号収支分析の前提に代えて別の前提を設定することが適切であることの根拠を附属報告書に記載しなければならない。</p>
--	--